第１号様式の２（第８条第１項）

**記載例**

令和６年７月10日

商店街にぎわい促進事業補助金交付申請書（２回目）

各添付書類（見積書等）の発行日以降の日付であることを確認してください。

（添付書類が揃った後に、交付申請書が記載されている必要があります。）

（申請先）

　横浜市長

（申請者）

　　〒22□-11△☆

住　　　所：中区△□1-1

団　体　名：○○商店会

役　職　名：会長

ふ　り　が　な　しょうぎょう　たろう

代表者氏名：商業　太郎

　　　 　 （電話　045-456-11△△ ）

　商店街にぎわい促進事業補助金の交付を受けたいので、商店街にぎわい促進事業補助金交付要綱第８条第１項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11 月30日横浜市規則第139号）及び商店街にぎわい促進事業補助金交付要綱を遵守します。

「事業計画書、2　収支計画書、（2）補助金額」で計算した「交付申請額（G）」と同額です。

１　補助金交付申請額

￥499,000．―

　　※1,000円未満切り捨て

２　これまでのこの補助金の交付確定額（交付額が確定していない場合は交付決定額）

￥45,000．―

３　関係書類（添付する書類にレ点を記入）

※１回目の申請から内容に変更がない場合（２）から（４）の書類は提出を省略可能

☑（１）事業計画書（第１号様式の３）

事後申請の場合には、事業計画書に代えて、事業報告書（第８号様式の２）を提出

□（２）定款又は規約等の写し

令和６年４月30日までに実施する事業について、事業実施後に申請する場合、事業計画書に替えて、事業報告書が必要です。

□（３）正会員名簿の写し

□（４）役員名簿の写し

☑（５）見積書等経費の内訳がわかる書類。ただし、１件の金額が1,000,000円以上になる場合

は、２者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び市内事業者であることを証する書類又はその写し（履歴事項全部証明書若しくは横浜市有資格者名簿の写し、又は個人事業主の住民票の写し等）

　　事後申請の場合には、見積書等経費の内訳がわかる書類に代えて、経費の支払いを証する書類（領収書等）の写しを添付  
（１件あたり 1,000,000円以上の場合には、見積書等と領収書等のいずれも添付）

□（６）その他、市長が必要と認める書類

４　宣誓事項（全ての項目にレ点を記入）

☑　法令、条例、規則、本要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反しないこと。違反した場合、補助金の一部又は全部を返還します。

☑　市長が補助金の活用状況について調査を行うときは、聴取や資料の提出等に協力します。